

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成20年8月12日

【四半期会計期間】 第60期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社カワタ

【英訳名】 KAWATA MFG.CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 湯川直人

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座1丁目15番15号(第一協業ビル)

【電話番号】 06(6531)8211

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員管理部門統括 尾崎 彰

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区阿波座1丁目15番15号(第一協業ビル)

【電話番号】 06(6531)8211

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員管理部門統括 尾崎 彰

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)
株式会社カワタ東日本営業部
(埼玉県川口市領家5丁目5番13号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の縦覧の便宜のため備えるものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第60期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第59期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(千円)	3,680,377	15,600,570
経常利益	(千円)	220,309	1,172,757
四半期(当期)純利益	(千円)	112,378	631,841
純資産額	(千円)	6,464,256	6,554,837
総資産額	(千円)	12,766,465	12,633,798
1株当たり純資産額	(円)	875.63	886.89
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	15.63	87.88
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)		
自己資本比率	(%)	49.3	50.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	157,627	829,846
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	44,483	206,463
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	81,509	172,353
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	2,538,366	2,718,243
従業員数	(名)	655	635

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	655 (25)
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員数であります。また、()内は臨時従業員数であり、外数であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	190 (9)
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員数であります。また、()内は臨時従業員数であり、外数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「プラスチック製品製造機器事業」セグメントにおける受注実績については当社及びエム・エルエンジニアリング(株)がその大半を占めているため両社の実績により、また、生産実績については当社、(株)サーモテック及びエム・エルエンジニアリング(株)がその大半を占めているため、当該3社の実績により記載しております。

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)
プラスチック製品製造機器事業	2,146,089
新規事業	229,670
合計	2,375,759

(注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間の受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
プラスチック製品製造機器事業	2,463,150	2,534,161
新規事業	117,831	275,690
合計	2,580,981	2,809,851

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
プラスチック製品製造機器事業	3,555,535
新規事業	124,842
合計	3,680,377

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期のわが国経済は、輸出、生産が弱含みとなり、設備投資もおおむね横ばいとなる等、景気回復は足踏み状態となっており、海外においても、サブプライムローン問題に端を発した米国経済の悪化懸念、世界的な原油・資材・食料価格の高騰や株式・為替市場の変動等、内外経済には先行き不透明感が強まっております。

当業界におきまして、1月～3月の射出成形機の国内生産は台数ベースで約3,790台、金額ベースで567億円とおおむね前年並みとなったものの、4月以降の原油価格の高騰により、プラスチック成形加工業界の業況判断は一段と慎重さが増しており、設備投資の減速が懸念されております。

このような環境下、当社グループは、コアビジネスのプラスチック製品製造機器事業において、当業界のリーディングカンパニーとして、品質の向上、納期の確守、新製品の開発等、多様化するユーザーニーズに対応するとともに、今後の戦略部門である新規事業において新技術の開発、受注拡大に注力してまいりました。

この結果、売上高は標準機が苦戦したものの、デジタル家電、環境関連の大型物件が寄与したこと等により、36億8千万円となりました。

利益面では、価格競争の激化や売上構成比の変動等により売上総利益率が計画を下回り、営業利益は2億2千7百万円、経常利益は2億2千万円となりました。

また、貸倒引当金戻入額1百万円等を特別利益に、固定資産除却損1百万円を特別損失に計上し、これから法人税、住民税及び事業税9千2百万円等を差し引いた結果、四半期純利益は1億1千2百万円となりました。

事業の種類別セグメントでは、プラスチック製品製造機器事業の売上高は、デジタル家電関連の大型物件が寄与したこと等により35億5千5百万円となりました。営業利益は競争激化による売上総利益率の未達等により2億3千6百万円となりました。新規事業の売上高は、環境関連の大型物件が寄与したこと等により1億2千4百万円となりましたが、利益面では経費をカバーするまでには至らず8百万円の営業損失となりました。

所在地別セグメントでは、日本では、売上高が29億3千8百万円、営業利益が1億4千2百万円となりました。中国では、売上高が4億2百万円、営業利益が4千8百万円となりました。その他の地域では、売上高が5億2千9百万円、営業利益が1千7百万円となりました。なお、所在地別セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態の分析

流動資産は、前連結会計年度末に比べて、現金及び預金が減少しましたが、たな卸資産が増加したこと等により9千9百万円増加し、102億8千9百万円となりました。固定資産は、前連結会計年度末に比べて、無形固定資産が減少しましたが、有形固定資産が増加したこと等により3千3百万円増加し、24億7千6百万円となりました。この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて1億3千2百万円増加し、127億6千6百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて、支払手形及び買掛金、短期借入金が増加したこと等により1億1千3百万円増加し、47億6千5百万円となりました。固定負債は、前連結会計年度末に比べて、リース債務が増加したこと等により1億9百万円増加し、15億3千6百万円となりました。この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて2億2千3百万円増加し、63億2百万円となりました。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて、株主資本が増加しましたが、為替換算調整勘定が減少したこと等により9千万円減少し、64億6千4百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益が2億2千万円となり、減価償却費3千8百万円、仕入債務の増加2億2百万円等の収入要因に対し、売上債権の増加1億9千3百万円、たな卸資産の増加2億7千5百万円、法人税等の支払2億8百万円等の支出要因が発生し、1億5千7百万円の支出超過となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは有形固定資産の取得による支出3千8百万円等により、4千4百万円の支出超過となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは長短借入金の増加1億5千1百万円、配当金の支払5千万円等により、8千1百万円の収入超過となりました。

以上の結果、当第1四半期末の現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末に比べて1億7千9百万円減少して、25億3千8百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本指針(会社法施行規則第127条本文に定義されるものをいい、以下「基本方針」という)並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第127条第2号口)の一つとして、下記のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下、「本プラン」という)を導入しております。

1 基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねております。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えます。

当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する者であれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

(2) 基本方針の実現及び企業価値向上のための施策

(a) 当社グループの経営の基本方針

当社グループは、プラスチック成形工場における合理化機器システムの製造販売に長年携わっております。当業界のリーディングカンパニーとして、高機能かつ操作性に優れた独自製品を開発し新技術を世界に発信し続けるとともに、現場力を一層強化し、コア事業の収益力の向上を図っております。更に、これらの技術、ノウハウをベースとして、環境関連等の新規事業を展開することにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。

(b) 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界は、国内外での激しい技術革新と品質・価格競争の中にあります。

当社グループでは、かかる環境下、コア事業におきまして、生産拠点(日本、中国、マレーシア)および営業・サービス拠点(日本、中国、東南アジア、米国)相互の連携を強固にし品質、コスト、納期面での競争力を一層強化することにより、グローバル化するユーザーニーズへ対応しマーケットシェアの拡大と収益力の向上を図ってまいります。一方、高付加価値製品の開発や新規事業分野にも積極

的に経営資源を投下することにより、安定した事業成長と高収益事業構造の構築を中長期的に目指してまいります。

以上により、企業価値を向上するとともに株主価値を持続的に増大させることを中長期的な目標としております。

2 本プランの導入目的と必要性

当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止する取り組みの一つとして、当社株式の大規模な買付行為が行なわれる場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様適切に判断していただけるように、当社取締役会が大規模な買付行為を行う者から必要な情報を入手するとともに、その大規模な買付行為や買付提案を評価・検討する期間を確保し、株主の皆様への代替案を含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、本プランの導入が必要であるとの結論に至りました。

このような判断に立って、当社は、平成19年5月14日開催の取締役会決議により本プランを導入し、平成19年6月28日開催の第58期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。また、当社は現時点において当社株式等の大量買付等に係る提案を受けているわけではありません。

なお、本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程(その概要については資料1ご参照)に従い、(1)当社社外監査役、(2)当社社外取締役または(3)社外有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。平成20年6月27日開催の取締役会において、資料2のとおり3氏が選任されております。

3 本プランの基本的考え方

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、4以下に定める本プランの内容に従った具体的な対応策の導入を実施し、本プランの内容を、株式会社ジャスダック証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株券等に対する買付を行う者が遵守すべき手続があること、並びに、当社が、以下の行使条件及び取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって当社の買収防衛策といたします。

買付者等による権利行使は認められないとの行使条件

買付者等以外の者から株式と引換えに新株予約権を取得するとの取得条項

4 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)について

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは下記 または に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為(以下「買付等」という)がなされる場合を適用対象とする。買付等を行う者または提案する者(以下「買付者等」という)は、予め本プランに定められる手続に従うこととする。

当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)が20%以上となる買付

当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付(注5)にかかる株券等の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」という)及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称する)を当社の定める書式により提出する。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、追加的に情報を提供するように求めることがある。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供する。

当社取締役会は、買付者等から買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとする。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、追加的に情報を提供するように求めることがある。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供する。

買付者等及びそのグループ(共同保有者(注8)、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含む)の詳細(具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含む)

買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性を含む)

買付等の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む)

買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む)

大規模買付行為に際しての独立委員会との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容

買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)に記載のとおり、当社取締役会に対して、下記(3)にその概要が記載される新株予約権(以下「本新株予約権」という)の無償割当て(以下「本新株予約権の無償割当て」という)を実施することを勧告する。

- (注) 1 証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。
2 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。
3 証券取引法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。
4 証券取引法第27条の2第1項に定義される。以下において同じ。
5 証券取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。
6 証券取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。
7 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。以下同じ。
8 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び追加提出を求められた本必要情報(もしあれば)が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内(但し、当該期間は、買付者等から買付説明書及び追加提出を求められた本必要情報(もしあれば)が提出された時点から算定するものとし、原則として30日間を超えないものとする)に買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとする。以下同じ)、その根拠資料、及び代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがある。

独立委員会による検討作業

買付者等及び(当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には)当社取締役会から情報・資料等(追加的に要求したものも含む)の提供が十分になされたとき独立委員会が認めた場合、その時点から、対価を円価現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は原則として60日間を超えない検討期間、その他の大規模買付行為の場合は原則として90日間を超えない検討期間(但し、下記(d)に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」という)を独立委員会は設定する。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行う。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自らまたは当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとする。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得ることができるものとする。

株主及びステークホルダーに対する情報開示

独立委員会は、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付者等から買付の提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要及び独立委員会による検討内容(独立委員会検討期間の開始日及び終了日を含む)その他の状況のうち独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行う。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとする。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記 から に定める勧告または決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項(下記 に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合には、その旨及び延長・再延長の期間・理由の概要を含む)について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

独立委員会が「本プラン」の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)及び(c)に規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告する。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に対して勧告することができるものとする。

- () 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存在しなくなった場合
- () 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても直ちに本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではない場合

独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することは相当ではないと判断した場合、または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)に規定する意見及び独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告する。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するにいたった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとする。

独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等、合理的に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとする。また期間の延長は最高30日間とする)。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとする。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議(本新株予約権の無償割当ての中止を含む)を行うものとする。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行う。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了し、当社取締役会が新株予約権無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならない。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定する。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることとする。

(a) 上記(1)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合

(e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

(f) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者(以下「当社利害関係者」という)の処遇等の方針等を含む)が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等である場合

(g) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を破壊する、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

(h) 買付者等の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合である場合

(i) 上記に準じる場合で、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりとする(本新株予約権の詳細については、資料3「新株予約権無償割当ての要項」ご参照)。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」という)において別途定める割当て期日(以下「割当て期日」という)における当社の最終の発行済み株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する)と同数を上限として、

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

(b) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割当てる。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という)は、別途調整がない限り1株とする。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記()に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

(g) 本新株予約権の行使条件

- () 特定大量保有者(注9)
- () 特定大量保有者の共同保有者
- () 特定大量買付者(注10)
- () 特定大量買付者の特別関係者
- () 上記()ないし()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者
- () 上記()ないし()記載の者の関連者(注11)(以下、()ないし()に該当する者を「特定買付者等」と総称する)

上記記載の者は、原則として本新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者も、原則として本新株予約権を行使することができない(但し、かかる者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、かかる者の本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。詳細は資料3「新株予約権無償割当ての要項」ご参照)。

(注) 9 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%となると当社取締役会が認めた者をいう。

10 公開買付によって当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注において同じ)の買付等(同法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注において同じ)を行う旨の広告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第3項に定める場合を含む)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

11 ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される)をいう。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、資料3「新株予約権無償割当ての要項」をご参照されたい。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成22年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとする。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとする。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。なお、当社取締役の任期は2年であり、その選任及び解任は株主総会における普通決議をもって行なう。

また、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、証券取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合がある。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行う。

5 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しています。また、株式会社ジャスダック証券取引所が平成18年3月31日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等について」に定める尊重義務(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)を全て充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

上記4(4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間は平成22年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。当該株主総会までに開催される当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長及び内容は、当社株主総会の意思に基づくことになっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役、社外取締役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様へ情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4(1)「本プランの発動に係る手続」(d)及び4(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記4(1)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4(4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型(取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。なお、当社取締役の任期は2年であり、その選任及び解任は株主総会における普通決議をもって行いません。(取締役の解任要件を加重していません。)

6 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様との共同の利益に資するものであると考えております。

前述の4(2)において述べたように、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において、別途定める割当て期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において記述する本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記4(1)「本プランの発動に係る手続」(d)に記載するとおり、当社は、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までにこれを中止したり、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じ、不測の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様にご必要となる手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当て期日を公告します。割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様が本新株予約権が無償にて割当てられるので、株主の皆様においては、速やかに株式の名義書換手続を行う必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

なお、割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価格を払込取扱場所に払込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

(資料1)

「独立委員会規程の概要」

- 1 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- 2 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1)当社の社外監査役、(2)当社の社外取締役または(3)社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
- 3 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
- 4 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見または説明を求めることができる。
- 5 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。但し、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会の各委員は、決定等に当たっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
- (2) 本プランに係る新株予約権の無償割当ての実施または不実施
- (3) 本プランに係る新株予約権の無償割当ての中止または無償取得
- (4) 本プランの廃止または変更(但し、変更については、本プランの基本方針に反しない範囲、または、会社法、証券取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。)
- (5) 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定及びその

回答期限

- (6) 独立委員会の検討期間の設定(但し、原則として対価を円価現金のみとする公開買付による当社全株式の場合は原則として60日間を超えない検討期間とし、その他の大規模買付行為の場合は原則として90日間を超えない検討期間とする)及び当該期間の延長、再延長
- (7) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

7 独立委員会は、6に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行うことができる。

- (1) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- (2) 買付者等との交渉・協議
- (3) 代替案の検討
- (4) 株主に対する代替案の提示
- (5) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- (6) 当社の取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

8 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得ること等ができる。

(資料2)

「独立委員会委員の氏名及び略歴」

村岡 和博(むらおか かずひろ)

(略歴)

昭和48年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行
平成11年4月 同行中之島支店長
平成13年1月 日本信販株式会社(現三菱UFJニコス株式会社) 入社
平成13年6月 同社取締役経営企画担当
平成14年6月 同社常務取締役
平成18年6月 同社取締役兼専務執行役員
平成20年4月 同社顧問
平成20年6月 株式会社カワタ 常勤監査役(現在)

軸丸 欣哉(じくまる きんや)

(略歴)

平成10年4月 弁護士登録
平成10年4月 淀屋橋合同法律事務所(現弁護士法人淀屋橋・山上合同) 入所(現在)
平成18年6月 株式会社カワタ 非常勤監査役(現在)

富來 真一郎(とみき しんいちろう)

(略歴)

平成14年10月 弁護士登録
平成14年10月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 入所(現在)

(資料3)

「新株予約権無償割当ての要項」

新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

新株に割り当てる新株予約権(以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という)の内容は下記に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議(以下「新株予約権無償割当て決議」という)において別途定める割当て期日(以下「割当て期日」という)における当社の最終の発行済み株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する)と同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

(2) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という)は、1株とする。但し、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整結果の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。

上記に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済み株式数(但し、当社の有する当社株式の数を除く)の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価格は、行使価格(下記に定義される)に対象株式を乗じた価格とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価格(以下「行使価格」という)は金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価格とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。ただし下記(7)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得にかかる新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使条件

()特定大量保有者、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者、()特定大量買付者の特別関係者、もしくは()上記()ないし()に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは継承した者、または、()上記()ないし()記載の者の関連者(以下、()ないし()に該当する者を総称して「特定買付者等」という)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- (a) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- (b) 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

- (c) 「特定大量買付者」とは公開買付(証券取引法第27条の2第6項に定義される)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(c)において同じ)の買付等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(c)において同じ)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第3項に定める場合を含む)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上になると当社取締役会が認めた者をいう。
- (d) 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む)をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。
- (e) ある者の「関係者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される)をいう。

上記にかかわらず、下記(a)ないし(d)の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

- (a) 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される)または当社の関連会社(同規則第8条第5項に定義される)
- (b) 当社を支配する意図がなく上記(a)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたものであって、かつ上記(a)の特定大量保有者に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記(a)の特定大量保有者に該当しなくなった者
- (c) 当社による自己株式取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(a)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く)
- (d) その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る)

適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する新株予約権を行使させるに際し、()所定の手続きの履行もしくは()所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出を含む)の充足、または()その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負わない。また、当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

上記にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、()自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ()その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は株式会社ジャスダック証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基かず、かつ事前の勧誘を行わないものとする)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法にかかる準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記()及び()を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしているものではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)の規定により新株予約権を行使することができない者(特定買付者等を除く)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記の承認をするか否かを決定する。

- (a) 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(下記(b)ないし(d)に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む)が提出されているか否か
(b) 譲渡人及び譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
(c) 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないことが明らかか否か
(d) 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、すべての新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

- (8) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

- (9) 新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成19年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は77,739千円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,210,000	7,210,000	ジャスダック 証券取引所	
計	7,210,000	7,210,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

当社は当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)について、平成19年5月14日開催の取締役会において決議、導入し、平成19年6月28日開催の第58期定時株主総会において承認されましたが、当該買収防衛策に基づく新株予約権は発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日		7,210,000		977,142		1,069,391

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,133,000	7,133	
単元未満株式	普通株式 57,000		
発行済株式総数	7,210,000		
総株主の議決権		7,133	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式752株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カワタ	大阪市西区阿波座 1 15 15	20,000		20,000	0.3
計		20,000		20,000	0.3

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	510	520	520
最低(円)	500	490	475

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,538,366	2,718,243
受取手形及び売掛金	5,303,570	5,299,090
商品及び製品	382,720	396,356
仕掛品	998,130	823,989
原材料及び貯蔵品	809,180	745,973
その他	351,582	306,622
貸倒引当金	93,849	99,864
流動資産合計	10,289,700	10,190,412
固定資産		
有形固定資産	1,769,536	1,731,334
無形固定資産		
のれん	63,359	72,411
その他	45,342	50,571
無形固定資産合計	108,702	122,982
投資その他の資産		
その他	614,215	606,913
貸倒引当金	15,690	17,844
投資その他の資産合計	598,525	589,069
固定資産合計	2,476,764	2,443,386
資産合計	12,766,465	12,633,798
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,204,522	2,105,052
短期借入金	806,565	682,260
1年内償還予定の社債	500,000	500,000
未払法人税等	169,571	292,121
製品保証引当金	157,755	165,531
役員賞与引当金	20,551	27,600
その他	906,251	878,943
流動負債合計	4,765,218	4,651,508
固定負債		
社債	900,000	900,000
長期借入金	115,040	88,040
退職給付引当金	271,014	264,934
役員退職慰労引当金	138,861	135,386
負ののれん	32,569	34,902
その他	79,505	4,190
固定負債合計	1,536,990	1,427,453
負債合計	6,302,208	6,078,961

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	977,142	977,142
資本剰余金	1,069,391	1,069,391
利益剰余金	4,252,091	4,197,226
自己株式	11,487	11,094
株主資本合計	6,287,137	6,232,665
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	56,620	47,708
繰延ヘッジ損益	743	1,359
為替換算調整勘定	48,572	97,052
評価・換算差額等合計	7,305	143,401
少数株主持分	169,813	178,770
純資産合計	6,464,256	6,554,837
負債純資産合計	12,766,465	12,633,798

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	3,680,377
売上原価	2,672,047
売上総利益	1,008,329
販売費及び一般管理費	780,382
営業利益	227,947
営業外収益	
受取利息	4,058
受取配当金	4,396
負ののれん償却額	2,332
その他	5,588
営業外収益合計	16,375
営業外費用	
支払利息	6,958
為替差損	14,000
その他	3,054
営業外費用合計	24,012
経常利益	220,309
特別利益	
貸倒引当金戻入額	1,432
特別利益合計	1,432
特別損失	
固定資産除却損	1,238
特別損失合計	1,238
税金等調整前四半期純利益	220,503
法人税、住民税及び事業税	92,652
法人税等調整額	3,345
法人税等合計	89,306
少数株主利益	18,817
四半期純利益	112,378

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	220,503
減価償却費	38,297
のれん償却額	6,718
貸倒引当金の増減額(は減少)	5,829
製品保証引当金の増減額(は減少)	7,775
役員賞与引当金の増減額(は減少)	7,049
退職給付引当金の増減額(は減少)	9,053
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	3,475
受取利息及び受取配当金	8,454
支払利息	6,958
為替差損益(は益)	2,240
売上債権の増減額(は増加)	193,795
たな卸資産の増減額(は増加)	275,336
仕入債務の増減額(は減少)	202,490
その他	57,672
小計	49,170
利息及び配当金の受取額	8,454
利息の支払額	6,958
法人税等の支払額	208,293
営業活動によるキャッシュ・フロー	157,627
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	38,670
投資有価証券の取得による支出	149
その他	5,664
投資活動によるキャッシュ・フロー	44,483
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	154,305
長期借入れによる収入	30,000
長期借入金の返済による支出	33,000
自己株式の取得による支出	393
配当金の支払額	50,364
少数株主への配当金の支払額	13,000
リース債務の返済による支出	6,038
財務活動によるキャッシュ・フロー	81,509
現金及び現金同等物に係る換算差額	59,275
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	179,876
現金及び現金同等物の期首残高	2,718,243
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,538,366

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>1 会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 当社は従来、低価法を採用しておりましたが、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間から、子会社を含めて「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用しております。なお、これによる影響額はありません。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当連結会計年度の第1四半期連結会計期間から、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、これによる影響額はありません。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 当連結会計年度の第1四半期連結会計期間から、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。なお、これによる影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p>
<p>2 棚卸資産の評価方法 当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p>
<p>3 固定資産の減価償却費の算定方法 固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法によっております。なお、定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
<p>4 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は2,113,206千円です。	有形固定資産の減価償却累計額は2,102,108千円です。

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
役員報酬及び給与手当	310,706千円
役員賞与引当金繰入額	5,651
退職給付費用	11,184
役員退職慰労引当金繰入額	5,875

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	2,538,366千円
現金及び現金同等物	2,538,366千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	7,210,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	21,546

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	57,513	8.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	プラスチック 製品製造機器 事業(千円)	新規事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	3,555,535	124,842	3,680,377		3,680,377
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	3,555,535	124,842	3,680,377		3,680,377
営業利益(は損失)	236,428	8,481	227,947		227,947

(注) 事業区分は製品の種類、性質、製造方法、販売市場等の類似性を考慮して行っております。各事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	主な事業内容
プラスチック製品製造 機器事業	プラスチック材料等の貯蔵、輸送、混練、計量、乾燥、着色等の各工程の合理化機器の自動化システム及び金型の温度調節機器(金型温度調節機及び金型冷却機)の製造・販売・保守サービス
新規事業	粉砕機及び環境保全関連等の各工程の合理化機器の自動化システムの製造・販売・保守サービス

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	その他 の地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	2,864,845	291,306	524,225	3,680,377		3,680,377
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	73,931	111,230	5,554	190,716	(190,716)	
計	2,938,777	402,537	529,780	3,871,094	(190,716)	3,680,377
営業利益	142,893	48,848	17,144	208,887	19,060	227,947

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度及び経済活動の類似性によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

その他の地域.....アメリカ合衆国・シンガポール・マレーシア・タイ・台湾

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	東アジア	東南アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(千円)	469,482	388,151	234,301	34,581	1,126,516
連結売上高(千円)					3,680,377
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	12.8	10.5	6.4	0.9	30.6

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 東アジア.....中国・台湾・韓国・香港

このうち、中国における売上高は316,050千円(連結売上高に占める割合8.6%)であります。

(2) 東南アジア.....タイ・シンガポール・マレーシア・インドネシア・ベトナム

(3) 北米.....アメリカ合衆国

(4) その他の地域.....インド・メキシコ

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
875.63円	886.89円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
純資産の部の合計額	6,464,256千円	純資産の部の合計額	6,554,837千円
普通株式に係る純資産額	6,294,443千円	普通株式に係る純資産額	6,376,067千円
差額の主な内訳		差額の主な内訳	
少数株主持分	169,813千円	少数株主持分	178,770千円
普通株式の発行済株式数	7,210,000株	普通株式の発行済株式数	7,210,000株
普通株式の自己株式数	21,546株	普通株式の自己株式数	20,752株
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数	7,188,454株	1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数	7,189,248株

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	15.63円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
四半期連結損益計算書上の四半期純利益	112,378千円
普通株式に係る四半期純利益	112,378千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	7,188,943株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

訴訟

平成20年5月27日に株式会社松井製作所より、当社が製造・販売する低速粉砕機が特許権を侵害しているとして、製造・販売の差止め、製品・半製品の廃棄、損害賠償額111,220千円を求める訴訟を大阪地方裁判所に提起されました。当社としては、平成20年5月20日に、特許庁へ当該特許の無効審判の請求を提出しており、特許権の侵害に当たらないものと判断しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 8 日

株式会社カワタ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 檀 上 秀 逸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 上 和 久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カワタの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カワタ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。